

共同住宅ごみ排出マナー改善重点指導プロジェクト実施方針

1 スケジュール（案）

プロジェクト実施期間 10月から年度末まで

2 重点指導対象物件の選定

1区5か所程度の選定

⇒合計47か所（資料2参照）

対象物件は資料3参照

3 作業フロー

(1) 重点指導を周知するチラシの掲示及び配布【管理会社担当者】

管理会社が共用部分に重点指導実施中のチラシ（資料4）を掲示し、必要に応じて配布も行う。

(2) 最初の浄化【パト隊。管理会社担当者立会い】

最初に、ステーションの浄化（全ての不適正排出ごみを片づける。）を行う。管理会社担当者にどういう状況になっているのかを一緒に確認してもらう。

開封調査の対象物（開封調査を行って排出者特定ができると思われるもの）は開封調査を行い、記録票（資料5）に記入する。

(3) 1～2週間後の調査【パト隊。管理会社担当者立会い】

1～2週間後に不適正排出ごみの残置状況の調査を行い、記録票（資料5）に記入する。管理会社担当者と一緒に、「曜日違いのごみ」が多いのか、「未分別のごみ」が多いのか確認する。

「未分別ごみ」については、開封調査の対象物は持ち帰り、それ以外のものについては、管理会社にて対応してもらうよう依頼する。

(4) 一定期間ごと（標準期間2週間）の調査【原則パト隊のみ】

残置状況の調査を行い、記録票（資料5）に記入、写真を撮って管理会社担当者に報告する。

(5) 不適正排出の内容に応じたチラシ配布【管理会社担当者】

「曜日違いのごみ」が多い場合と「未分別のごみ」が多い場合それぞれのチラシ（資料7）を管理会社が配布する。

(6) 排出者への指導【パト隊及び管理会社担当者】

排出者が特定できた場合は、従来どおり排出者に口頭注意から始まる指導を行う。指導内容も管理会社に記録票（資料6で報告する。）。

複数回の指導を経て、排出者に「管理会社に情報提供して指導してもらおう」ことを伝え、管理会社担当者と日時を打ち合わせて一緒に訪問指導を行う。

● 管理会社に情報提供して次回に一緒に指導してもらおうタイミング

① 会えない場合

連絡票を投函するが、2回目の連絡票のときに「次回から管理会社や所有者に情報提供を行う」旨の記載をしたものを投函する。

② 会えた場合

最初の口頭注意のときに原則「次回から管理会社や所有者に情報提供を行い指導してもらおうこともあり得る」ことを伝える。